

## 国民年金だより

**保険料免除制度があります！**

国民年金の保険料を納めることができない方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準額以下または、失業などにより納付することが出来ない場合は、申請により保険料の全額または、一部納付が免除される「**保険料免除制度**」があります。

## 免除が承認された場合の保険料納付額と年金額への反映割合

免 除 区 分		納付額(月額)	年金額への反映割合
全 額 免 除	免除(全額)	なし	(国庫負担引上以降) 1 / 2
4分の1納付 (4分の3免除)	納付 1 / 4	免除 3 / 4	3,810円 (国庫負担引上以降) 5 / 8
半 額 納 付	納付 1 / 2	免除 1 / 2	7,630円 (国庫負担引上以降) 6 / 8
4分の3納付 (4分の1免除)	納付 3 / 4	免除 1 / 4	11,440円 (国庫負担引上以降) 7 / 8

※ 4分の1納付、半額納付、4分の3納付制度は、**納付すべき一部の保険料を納付しない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）**となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されずまた、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

## 免除となる所得基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- ・全額免除 → (扶養親族+1) × 35万円 + 22万円
  - ・4分の1納付(4分の3免除) → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
  - ・半額納付(半額免除) → 118万円 + " "
  - ・4分の3納付(4分の1免除) → 158万円 + " "

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※所得基準を超えてる場合であっても、失業等による特例がありますので失業（離職）したことのわかる証明（雇用保険受給資格証等）を持参してください。

免除申請は、役場町民生活課（☎ 42-2275 内線252）または各支所で受け付けています。

次回の年金相談 10月28日(火) 10:40~15:00

相談をスムーズにするため、10月24日(金)までに役場町民生活課へ時間予約をしてください。

《广告》

医療法人社団 陵仁会

【診療科目】產科・婦人科 小兒科隣接

# えんどう桔梗マタニティクリニック

産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)

[ 診療時間 ] 日(第2・4) 月 火 水 木 金 土

【診療時間】	日(第2~4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●

午後(14:30~18:00) 休診 手術日 休診

日曜(第1・3・5)・祝祭日

院長 遠藤 力 副院長 白豆 智洋

院長 遠藤 力

LDR(分娩室)、

9月の日曜診療は、  
14日・28日になります。

入院設備室備



函館市桔梗5丁目7-15  
(桔梗駅前通り中の沢小学校前) **TEL(0138)47-3001**